

# 山口県報

令和8年  
3月31日  
(火曜日)

## 目次

○公安委規則  
山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則……………一

○公安委規程  
山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程……………五



山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

山口県公安委員会

### 山口県公安委員会規則第五号

山口県警察における国有物品の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県警察における国有物品の管理に関する規則（昭和三十九年山口県公安委員会規則第一号の二）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「の方法」を削り、同条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十九条第一項に規定する物品及び同条第五項に規定する占有動産と區別するとともに、物品保管整理票（別記第一号様式）により」を削る。

第八条第一項中「別記第二号様式」を「別記第一号様式」に改める。

第九条第一項中「物品不用決定書（別記第三号様式）」を「供用不適品報告書（別記第二号様式）」に改め、同条第三項中「第一項又は前項の報告等により物品出納員の保管中

の物品で供用することができないもの又は物品管理職員の保管中若しくは供用中の物品で修繕若しくは改造を要するものがあると認めるときは、「前項の規定による報告を受けた」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 警察本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、すみやかに物品返還書（別記第三号様式）を作成し、物品管理官にこれを提出するとともに、当該物品を返還しなければならない。この場合において、物品管理官は、返還物品受領書（別記第三号様式（二））を警察本部長に交付して当該物品の受領を明らかにしなければならない。第十二条に次の一項を加える。

2 物品供用員は、前項の規定により点検をしたときは、物品点検結果報告書（別記第七号様式（二））を作成し、すみやかに警察本部長に報告しなければならない。別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

別記  
第 1 号様式 (第 8 条関係)

		第 年 月 日 号	
本 部 長 支 出 負 担 行 為 者 担 当 物 品 管 理 官	物品出納員	係 員	
	物品供用員	係 員	課・署等名
物 品 保 管 委 託 書			
次のとおり保管委託してよろしいか。			
分 類	I 分	類	II 細 分 類
品 目	規 格	数 量	保 管 委 託 先
			/ 所在地
			2 名 称
保管委託期間	自 年 月 日 至 年 月 日		保管委託理由
保管委託条件			
物 品 出 納 簿 登 記 済	記 載 者 名	物 品 供 用 簿 登 記 済	記 載 者 名
年 月 日		年 月 日	

備考 / 1 決済欄は、適宜変更しても差し支えない。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第 2 号様式 (第 9 条関係)

		第 年 月 日 号	
本 部 長	物品出納員		
供 用 不 適 品 報 告 書			
次のとおり供用不適品を報告する。			
分 類	I 分	類	II 細 分 類
品 目	規 格	数 量	価 格
返還理由			
物品の現況			

備考 / 1 決済欄は、適宜変更しても差し支えない。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

第3号様式 (第9条関係)

物品管理官 山口県警察本部長 氏 名 殿		物品返還書		第 年 月 日	
				山口県警察本部長 氏 名	
次のとおり物品を返還します。					
分類Ⅱ	細分類	品 目	数 量	備 考	
物品管理簿登記済		物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日	記載者名	年 月 日	記載者名	年 月 日	記載者名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第二号様式の次に次の様式を加える。



第7号様式の2 (第12条関係)

山口県警察本部長 氏 名 殿 山口県警察本部長 氏 名 殿 山口県警察本部長 氏 名 殿	物品点検結果報告書 第 年 月 日 課 署 物品供用員 氏 名
点検実施日 (前回の点検日)	
点検結果	
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第九号様式、別記第十一号様式及び別記第十五号様式

会計調査官	調度係長		
次 長	庶務(会計)係長		

を  
に改める。

別記第十六号様式中「山口県警察本部長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会規程第二号

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の文書例式等に関する規程(昭和三十二年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中	山口県公安委員会印	一〇ミリ メートル 平方	一	警察本部交通部連 転免許課長	原付講習指導員 証の交付等の事 務専用	を削
-----	-----------	--------------------	---	-------------------	---------------------------	----

り、同表個数の欄中「二八」を「二七」に改め、同表保管者の欄中「山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長及び山口県長府警察署豊田幹部交番所長」を「及び山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表中

山口県公安委員会印	一〇ミリ メートル 平方	一	警察本部交通部連 転免許課長	原付講習指導員 証の交付等の事 務専用	を削る改正規
-----------	--------------------	---	-------------------	---------------------------	--------

定は、同年三月三十一日から施行する。

令和八年三月三十一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁